

令和5年5月16日

保護者各位

百登保育園

## 令和5年5月8日以降の保育園における感染症対策の見直しについて

平素より、保育園運営にご理解、ご協力いただき感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日以降感染症法上の位置づけが、「5類」感染症に変更されました。

こうした変更を受け、5月8日以降の当保育園における対応について、下記のとおりとしますのでお知らせいたします。保護者の皆様におかれまして、下記の内容についてご確認していただきますようお願い致します。

これまでの間、保護者の皆様には新型コロナウイルス感染症に関する様々な対策に長期にわたり多大なご協力を賜り、改めて心より御礼申し上げます。

乳幼児が集団で生活する保育では、一人一人の子どもだけではなく、集団全体での健康と安全を確保しなければなりません。今後も感染の拡大予防ならびに保育園の安全な運営に努めて参りますので、引き続きご理解、ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

### 言記

#### 1.園児の新型コロナウイルスの感染が確認された場合

##### (1)登園のめやす

発症後5日(発症した日は0日目とする)を経過し、かつ症状軽快後1日(24時間)を経過すること。

(2)5日目まで症状が続いていた場合は、熱が下がり、咳やのどの痛みなどの症状が軽快してかつ、24時間経過するまで登園を控える。

(3)症状が重い場合は、医師に相談するなど対応する。

(4)10日間が経過するまでは感染させる可能性があることから、咳やくしゃみ等の症状が続いている場合はマスク着用など咳エチケットを心掛ける。

##### (5)登園再開時の届け

上記を踏まえ、登園を再開するにあたり、インフルエンザ等と同様に登園届(保護者記入)を提出する。(別紙様式)

## 2.園児の家族などが新型コロナウイルスに感染した場合

(1)濃厚接触者として特定されなくなることから、登園することができます。

ただし、発症した方の発症から5日間は特に体調に注意してください。

(7日目までは発症の可能性があります。)

## 3.園児に発熱や咳などの症状がある場合

これまで新型コロナウイルス感染症対策の為、一律に37.5度以上の発熱がある場合に保護者へ連絡をしていましたが、今後は厚生労働省「保育所における感染症ガイドライン」を基に保護者へご連絡を致します。(例 38度以上の発熱など)

尚、24時間以内に38度以上の熱が出た場合や解熱剤を使用している場合は、登園をお控えください。また、平熱に戻り24時間経過していない場合でも医師が登園可能と診断した場合は、登園は可能です。

※体温はあくまでも目安であり個々の症状の状態(ねつせいけいれん)も含めて判断し連絡致します。

## 4.保育園における感染症対策について

園では、引き続き基本的な感染対策(手洗い等手指衛生、換気「三つの密」の回避等)を対応しながら運営を行います。

尚、毎朝の検温につきましては、全園児コドモンアプリ内のお便りにて引き続き連絡をお願いします。

## 5.その他

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。

感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、子ども達が安心、安全、快適な生活ができるよう、新型コロナウイルスに限らず、感染症が疑われましたら、保育園の方にご連絡ください。

ご協力ご理解宜しくお願い致します。

以上